

平成 21 年職員の給与等に関する勧告の概要

本年の勧告のポイント

- ◎月例給，ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与△12.4 万円
 - 俸給表を引下げ（平均改定率△0.185%）
 - 期末・勤勉手当の支給月数を引下げ（△0.30 月分）
- ◎勤務時間を 1 週 38 時間 45 分に改定

I 勧告の内容

1 給与について

(1) 職員給与と民間給与の比較結果

ア 月例給

職員の平均年齢は 43.5 歳

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
363,259 円	363,829 円	△570 円 (△0.16%)

※比較する給与は、決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの

イ 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の年間平均支給月数(4.45 月分)は、民間従業員の特別給支給割合(4.14 月分)を上回る。

(2) 改定の内容

ア 月例給

- 俸給表を平均 0.185% 引下げ。ただし、若年層等は引下げを行わず、幹部職層は平均を上回る引下げ
- H18.4.1 の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎額についても、俸給表全体の平均引下率 (△0.185%) と同率の引下げ

イ 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合を考慮し支給月数を引下げ 4.45 月分 → 4.15 月分

一般職員の場合		6 月期	12 月期
21 年度	期末手当	1.25 月 (凍結前 1.4 月※)	1.5 月 (現行 1.6 月)
	勤勉手当	0.675 月 (凍結前 0.725 月※)	0.725 月
	計	1.925 月	2.225 月
22 年度以降	期末手当	1.25 月	1.5 月
	勤勉手当	0.7 月	0.7 月
	計	1.95 月	2.2 月

※本年 6 月期における期末・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2 月分)は引下げ分の一部に充当

ウ 実施時期

公布日の属する月の翌月初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

エ 実施時期までの年間調整

4月からの較差相当分を年間でみて解消するため、12月の期末手当で調整
対象者：俸給月額引下げ改定のあった職員

調整額：①と②の合計額相当額

① 4月の月例給×調整率（△0.17%※）×調整期間の月数

② 6月に支給された期末・勤勉手当の額×調整率（△0.17%※）

※全体較差率（△0.16%）に代え、引下改定対象職員のみによって較差総額を負担することとして求められる率

2 勤務時間について

民間の状況、国及び多くの地方公共団体の状況を考慮し、1週間当たり38時間45分に早急に改定。市民サービスの低下や行政コストの増大を招かないことを基本

II 報告の内容

1 給与に関する課題

○住居手当の検討の継続 ○初任給基準の改善の検討 等

2 人事管理に関する課題

○人材の確保・育成等 ○超過勤務の縮減 ○仕事と家庭の両立支援
○メンタルヘルス対策 ○公務員倫理の確保

<参考>

1 民間給与実態調査と給与比較方法

- 市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の385事業所から95事業所を無作為抽出し、本年4月分の給与等について調査（調査完了89事業所、調査完了率93.7%）
- 職員と民間従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者同士を対比させるラスパイレス方式により、給与（決まって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの）を比較

2 給与改定の影響等

- 勧告どおり改定した場合の年間給与（一般俸給表適用者平均、43.5歳）

現 行	改 定 後	改 定 分
6,055,481円	5,931,165円	△124,316円（△2.05%）

- 勧告どおりの改定を実施した場合、俸給表は4年ぶりの引下げ、期末・勤勉手当は6年ぶりの引下げ

3 人事院勧告の内容

- 月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与△15.4万円（△2.4%）
 - ・月例給の較差（△0.22%）を解消するため、月例給の引下げ改定
～ 俸給表の引下げ（平均△0.2%）、自宅に係る住居手当の廃止
 - ・期末・勤勉手当の引下げ 4.50月分 → 4.15月分